

大洲市農業委員会定例総会議事録

①	日 時	平成30年4月6日（金） 午後3時30分～午後4時14分					
②	会 場	大洲市役所 2階大ホール					
③	出席委員						
1	池田幸二	2	吉岡きみ子	3	長岡誠一	4	尾山満則
5	西岡輝治	6	台越正洋	7	菊池啓二	8	森岡芳文
9	菊地正夫	10	幸野登吉	11		12	
13		14	山首憲市	15	沖田辰夫	16	宮浦実
17		18	中岡京子	19	池田雄一	20	
21	橋本英司	22	都築孝壽	23	水本福泉	24	池浦萬里子
25	丸井幸造	26	山本多喜男	27	垣見正志	28	西内清信
29	大本昭裕	30	武知明	31	城本豊子	32	
33	坂幹幸	34	久保壽男	35	浅野誠司	36	往見康範
37	菊地久美子	38	有友章治	39	請田竹男		
④	欠席委員	11	上田健二	12	川本由紀美	13	矢野正祥
		17	石岡猶一	20	森永茂史	32	中本祐市
⑤	遅刻委員						
⑥	事務局	吉岡事務局長		是澤次長		沖田専門員（農地）	
		都築専門員（農政）		土居書記（農地）			
⑦	農林水産課	山岡課長		井上課長補佐		三好課長補佐	
		祖母井専門員（挨拶のみ）		松田主事			
⑧	会議の内容	議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について					
		議案第25号 農地転用事業計画変更申請について					
		議案第26号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について					
		議案第27号 非農地証明について					
		議案第28号 納税猶予適格者証明について					
		議案第29号 農用地利用集積計画の決定について					

事務局（局長）	只今から平成30年第4回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。開会に当たり、宮浦会長からご挨拶をお願いいたします。
会 長	（会長挨拶）
事務局（局長）	只今から議案審議に移らせていただきます。会議規則第3条によりまして、宮浦会長に議事の進行をお願いいたします。
議 長（会長）	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>出席委員は農業委員19名中16名、推進委員20名中17名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>本日、11番 上田健二委員、12番 川本由紀美委員、13番 矢野正祥委員、17番 石岡猶一委員、20番 森永茂史委員、32番 中本祐市委員より欠席の報告を受けております。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりでございます。</p> <p>まず、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員に、21番 橋本英司委員を指名いたします。また、22番 都築孝壽委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2、書記の指名を行います。</p> <p>本日の会議の書記に事務局の土居書記を指名いたします。</p> <p>それでは、日程第3、議案審議に入ります。</p>
議 長（会長）	議案第24号「農地法第3条の規定による許可申請について」 を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局 （専門員兼農政係）	<p>議案第24号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明します。</p> <p>議案書1ページをご覧ください。</p> <p>1番 喜多山の土地、樹園地1筆・4，815㎡は売買による所有権の移転です。</p> <p>法人経営を廃業するため、代表者である個人へ所有権移転します。</p> <p>所有権移転後も引き続き管理を行います。将来的には売買または貸借を検討していきたいとの意向でございます。</p> <p>2番 八多喜町の土地、畑1筆・31㎡も売買による所有権の移転です。</p> <p>権利移転後は、露地野菜の栽培を行います。</p> <p>農業は、譲受人及び母が年間を通して従事しております。</p> <p>3番 上須戒の土地、畑4筆・1，220㎡及び樹園地3筆・555㎡は、売買による所有権の移転です。</p> <p>所有権移転後は、野菜及び果樹の栽培を行います。</p> <p>農業は、譲受人本人が年間を通して従事いたします。</p> <p>4番 長浜町櫛生の土地、畑4筆・3，289㎡、樹園地9筆・19，320㎡は贈与による所有権の移転です。</p> <p>所有権移転後も引き続き、露地野菜及び果樹の栽培をいたします。</p> <p>農業は、譲受人及び両親が年間を通して従事しております。</p> <p>5番 白滝の土地、畑1筆・327㎡、樹園地4筆・4，687㎡も贈与による所有権移転になります。</p> <p>権利移転後も、野菜及び果樹の栽培を行うことになっております。</p>

議長（会長）

農業は、譲受人及び母が年間を通して従事いたします。

以上、5件のご審議をよろしく申し上げます。

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告をうけたいと思います。1番。

19番

1番案件について、ご説明いたします。議案説明資料1ページをご覧ください。

本来なら森永委員の担当地区であります。委員欠席のため調査依頼がありましたので、私の方で説明させていただきます。

1番案件は売買による所有権移転となります。

申請地は、国営喜多山団地内にある樹園地1筆です。申請地につきましては、ぶどうが植えられており、良好に管理されています。

事務局説明のとおり、西南巨峰園として観光ぶどう園を経営しておりましたが、廃業されるということで譲受人に権利移動するものです。

今後、新たな耕作者が見つかるまでは、譲受人が管理を行っていくとのごことでございました。

調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないため、特に問題はないものと思われま。

ご審議の程よろしく願いいたします。

議長（会長）

続いて、2番。

22番

2番案件について、ご説明いたします。議案説明資料2ページをご覧ください。

2番案件も売買による所有権移転となります。

申請地は、八多喜公民館の西約1.3kmにある畑1筆になります。申請地につきましては、本年第2回定例総会において許可されました畑に隣接する農地であり、現在も良好に管理されています。

譲受人と、その母は、年間を通して農業に従事しており、所有権移転後の管理に不安はないものと考えております。

調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないため、特に問題はないものと思われま。

ご審議の程よろしく願いいたします。

議長（会長）

続きまして、3番。

23番

3番案件について、ご説明いたします。議案説明資料3ページをご覧ください。

3番案件は先月の第3回定例総会において地番指定を受けました「空き家に付属する農地」となります。

場所につきましては、上須戒公民館の西約600mにある『空き家バンク』に登録された住居を購入すると同時にその付近にある畑4筆と樹園地3筆を取得するものです。畑については一部遊休化している場所もありますが、徐々に整備していくとのことでした。

譲受人は農業経験はありませんが、兄に手伝ってもらいながら農業経

	<p>営を始めたいと新規営農計画書も提出されています。</p> <p>調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないため、特に問題はないと思われます。</p> <p>ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>続いて、4番。</p>
26番	<p>4番案件について、ご説明いたします。議案説明資料4ページをご覧ください。</p> <p>4番案件は贈与による所有権移転となります。</p> <p>まず申請地は、櫛生公民館の東南約1Kmの山あいにある譲受人の自宅付近の畑4筆と樹園地9筆になります。樹園地につきましては、キウイ及びみかんが植えられておりました。畑につきましては一部遊休化している場所もありますが、今後整備を行っていくとのことでした。</p> <p>今回、相続登記が完了し、お父さんである譲渡人の名義となりましたが、お父さんは農業者年金を受給中であるため、後継者である譲受人に贈与にて移転を行うものです。</p> <p>譲受人と、その両親は、年間を通して農業に従事しており、所有権移転後の管理に不安はないものと考えます。</p> <p>調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないため、特に問題はないものと思われます。</p> <p>以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>続いて、5番。</p>
30番	<p>5番案件について、ご説明いたします。議案説明資料5ページをご覧ください。</p> <p>5番案件は贈与による所有権移転となります。</p> <p>申請地は、白滝公民館の北西約2kmにある畑1筆と樹園地4筆になります。畑については実家に隣接しており家庭菜園として利用しています。また、樹園地につきましては、柑橘類と栗が植えられております。</p> <p>現在申請地は、亡くなった兄の妻が所有していますが、後継者である譲受人に譲りたいとのことで今回の申請に至っています。</p> <p>譲受人と、その母は、年間を通して農業に従事しており、所有権移転後の管理に不安はないものと考えます。</p> <p>調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないため、特に問題はないものと思われます。</p> <p>ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はございませんか。</p>
委員	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することにご異議はございませんか。</p>

委 員	(異議なし)
議 長 (会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第25号「農地転用事業計画変更申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局(次長)	<p>失礼いたします。</p> <p>議案第25号「農地転用事業計画変更申請について」ご説明申し上げます。</p> <p>議案書2ページ並びに別紙「議案説明資料」の6ページから10ページまでを併せてご覧ください。</p> <p>1番、上須戒の土地、414㎡の案件は、平成28年第10回定例総会にて審議され、11月4日付で許可となっていた案件でございます。</p> <p>当初計画されていた植林から、一部に植林を残しながら大部分を露天駐車場に変更しようとするものでございます。</p> <p>農地区分は、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近づくことなく、生産性の低い農地であることから、当初から変わらず第2種農地と判断しております。したがって、立地基準の代替性と、一般基準を中心にご審議をお願いいたします。</p> <p>なお、当該変更の許可を得ないまま事業を実施していることから、始末書が提出されております。</p> <p>以上、1件でございます。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議 長 (会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。</p>
23番	<p>1番案件について、調査結果をご報告申し上げます。</p> <p>説明資料の6ページから10ページを参考にしてください。</p> <p>本件は、事務局報告のとおり、平成28年11月に転用が許可されていた案件でございます。</p> <p>変更内容は、当初は、申請地に桜を植林するように計画をしておりましたが、許可後に申請人の息子さんが住職をしているお寺の駐車場が不足していることが分かり、駐車場不足を解消するため、申請地の一部に植林をし、残りの部分に露天駐車場を設置し、4条の当初の計画を変更しようとするものです。</p> <p>立地基準につきましては、当初の計画から変更はなく、また、一般基準につきましても、すでに造成をされており問題ないものと思われまます。</p> <p>また、造成や無断変更につきましては、始末書を提出し大変反省されておりますので、計画変更は止むを得ないと考えます。</p> <p>ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
議 長 (会長)	<p>只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はございませんか。</p>
委 員	(質疑なし)

議 長（会長）	<p>特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり変更承認相当として送付することにご異議はございませんか。</p>
委 員	<p>（異議なし）</p>
議 長（会長）	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり変更承認相当として送付することに決定をいたしました。</p> <p>次に、議案第26号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局（次長）	<p>失礼いたします。</p> <p>議案第26号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。</p> <p>議案書3ページ並びに別紙「議案説明資料」の11ページから20ページまでを併せてご覧ください。</p> <p>1番、柚木の土地、188㎡の案件は、現在賃貸住宅に居住しているが、子供も成長し手狭で不便なことから、新たに自己住宅を建築するため、申請地を売買により取得しようとするものでございます。</p> <p>農地区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（第一種住居地域）内にある農地であることから、第3種農地と判断しております。したがって、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。</p> <p>2番、柚木の土地、224㎡の案件は、現在賃貸住宅に居住しているが、子供も成長し手狭で不便なことから、新たに自己住宅を建築するため、申請地を売買により取得しようとするものでございます。</p> <p>農地区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（第一種住居地域）内にある農地であることから、第3種農地と判断しております。したがって、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。</p> <p>以上、2件でございます。</p> <p>ご審議の程、お願いいたします。</p>
議 長（会長）	<p>只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番、2番続けてお願いいたします。</p>
1 番	<p>失礼いたします。</p> <p>それでは、肱南地区の2件についてご報告いたします。</p> <p>まず1番案件の調査結果をご報告いたします。</p> <p>議案説明資料の11ページから15ページを参考にしてください。</p> <p>申請地は、12ページの位置図のとおり、市役所の南、約1kmの柚木地区に位置する農地です。</p> <p>まず立地基準ですが、事務局説明のとおり、第3種農地ですので、問題ないと思われま。</p> <p>次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可がありしだい妻及び金融機関からの融資にて着工したいとのことですので、問題ないと思われま。</p> <p>また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、14ページの地番地目図のとおり宅地や市道に囲まれた農地であることから、特に問題ないと思われま。</p>

よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

つづきまして2番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の16ページから20ページを参考にしてください。

申請地は、17ページの位置図のとおり、市役所の南、約1kmの柚木地区に位置し、先ほどの1番案件の北西側に隣接する農地です。

まず立地基準ですが、事務局説明のとおり、第3種農地ですので、問題ないと思われま

す。次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり、
しだい金融機関からの融資にて着工したいとのことですので、問題ない
ものと思われま

す。また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、1番案件でもご説明
いたしましたとおり宅地や市道に囲まれた農地であることから、特に問
題ないものと思われま

す。よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許
可相当であると考えます。よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）

只今、地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はござい
ませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として
送付することにご異議はございませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付する
ことに決定いたしました。

次に、議案第27号「非農地証明について」を議題といたします。事
務局の説明を求めます。

事務局（次長）

失礼いたします。

議案第27号「非農地証明について」ご説明申し上げます。

議案書4ページ並びに別紙「議案説明資料」の21ページから27ペ
ージまでを併せてご覧ください。

1番、藤縄の土地、321㎡の案件は、自然潰廃（20年以上耕作放棄）
し、復旧が著しく困難。ということで申請があったものでございます。

申し出によりますと、昭和52年頃には、すでに耕作しておらず、竹
などが自生しており、農地への復旧が著しく困難な状態である。との
ことでございます。

2番、多田の土地、265㎡の案件は、自然潰廃（20年以上耕作放棄）
し、復旧が著しく困難。ということで申請があったものでございます。

申し出によりますと、申請地は、平成3年頃から耕作を放棄しており、
隣接山林の影響で桧や雑木が生い茂り、農地への復旧が著しく困難な
状態となった。とのことでございます。

以上2件、2筆、586㎡でございます。

ご審議の程お願いをいたします。

議長（会長） 只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

事務局（次長） 石岡委員さん、本日欠席ということで、原稿をお預かりしておりますので、読ませていただきます。
それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。
議案説明資料の21ページから23ページを参考にしてください。
申請地は、22ページの位置図のように柳沢連絡所から西に約1kmの藤縄4区に位置する農地です。
申請によりますと、昭和52年頃には、すでに耕作しておらず、以後、農地として使用しなかったことから、竹などが自生して、農地への復旧が著しく困難な状態となった。との申し出です。
申請者の申立、現地調査による状況から、申請地は、写真のとおり耕作放棄後、少なくとも20年以上経過しているものと推察することができ、また、農地への復旧には、開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、復旧は著しく困難と認められます。
よって、本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。
以上でございます。

議長（会長） 続いて、2番。

21番 失礼いたします。
それでは、2番案件の調査結果を報告いたします。
議案説明資料の24ページから27ページを参考にしてください。
申請地は、25・26ページの位置図のように三善連絡所から南に約1kmの国営パイロットの岩黒団地と峠団地の中間ぐらいに位置する農地です。
申請によりますと、申請地は、東西を山林に挟まれており、平成3年頃から耕作を放棄しており、また、隣接山林の影響で桧や雑木が生い茂り、農地への復旧が著しく困難な状態となった。との申し出です。
申請者の申立、現地調査による状況から、申請地は、写真のとおり耕作放棄後、少なくとも20年以上経過しているものと推察することができ、また、農地への復旧には、開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、復旧は著しく困難と認められます。
また、一部は復元可能であるとしても、周囲の山林の影響で日照が得られず、農地としては利用できないものと思われまます。
よって、本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。
以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（会長） 只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委員 (質疑なし)

議長（会長） 特にご質疑もないようですので、これらの証明願いの土地については非農地と判断し、証明書を交付することにご異議はございませんか。

委員 (異議なし)

議 長（会長）

ご異議ないものと認め、これらの証明願いの土地については、非農地と判断し、証明書を交付することに決定いたしました。

次に、議案第28号「納税猶予適格者証明について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局
（専門員兼農地係）

失礼いたします。議案第28号納税猶予適格者証明について、ご説明いたします。

今回、証明願いのありました納税猶予の種類については相続税です。

この議案は、被相続人及び相続人が租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者であることを証明することについて、ご審議いただくものです。

1番、相続人、被相続人ともに若宮中2区在住者です。被相続人は死亡の日まで農業をされており、また相続人は被相続人死亡後も引き続き農業経営を開始していることから、被相続人及び相続人の要件を満たしているものと考えております。

また、申請農地は、相続された農地のうち、議案書に記載しております東大洲及び若宮の11筆、計7,194㎡で、いちご、トマトの施設栽培、露地野菜を作付けすることとなっております。

以上、1件です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

それでは失礼いたします。

相続人は、イチゴ、トマトの施設栽培のほか、季節に応じた露地野菜で農業経営をしています。

相続人の父である被相続人が、今年の7月に亡くなられたことから農地を相続することになり、相続税の納税猶予の適用を受けるために、今回その証明願の提出があったものです。

申請地は、東大洲・若宮に点在する11筆の農地です。先月20日に相続人、事務局担当者とともに現地確認を行いました。申請地11筆の内訳は、8筆がイチゴやトマトの施設栽培、3筆が露地野菜を栽培されています。

これまでは、夫婦中心の農業経営でしたが、4月からは息子さんも農業に専従されるとのことで、家族で協力しながら農業を行っていききたいとのことです。

このことから、この証明書の交付については問題ないと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長（会長）

地元委員さんご意見を伺いましたが、何かご質疑はございませんか。

委 員

（質疑なし）

議 長（会長）

特に、ご質疑もないようですので、申請人は相続税の納税猶予を受ける適格者であると認め、納税猶予適格者証明書を交付することに、ご異議はございませんか。

委 員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、申請人に納税猶予適格者証明書を交付することに決定いたしました。

次に、議案第29号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

この件につきましては、●●●●委員、並びに▲▲▲▲委員、本日欠席でございますが、に関する事項が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、●●委員の退席を求めます。

（●●委員退席）

議長（会長）

それでは事務局の説明を求めます。

事務局
（専門員兼農政係）

議案第29号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。
議案書の6ページをご覧ください。

1番 引き続き、水稻を栽培するため、賃借権を3年間設定しようとするものです。

2番から次頁の6番まで 新たに農地を借り受けて、水稻を栽培するため、使用賃借権を5年間設定しようとするものです。

7番 新たに農地を借り受けて、野菜を栽培するため、賃借権を10年間設定しようとするものです。

8ページ。

8番 新たに農地を借り受けて、野菜を栽培するため、賃借権を1年間設定しようとするものです。

9番 新たに農地を借り受けて、野菜を栽培するため、賃借権を3年間設定しようとするものです。

10番 新たに農地を借り受けて、水稻を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。

11番と次ページの12番 引き続き、飼料を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。

13番 引き続き、薬用作物を栽培するため、賃借権を10年間設定しようとするものです。

14番 新たに農地を借り受けて、水稻を栽培するため、使用賃借権を5年間設定しようとするものです。

15番 引き続き、果樹を栽培するため、使用賃借権を5年間設定しようとするものです。

16番 引き続き、水稻を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。

17番 新たに農地を借り受けて、野菜を栽培するため、使用賃借権を6年間設定しようとするものです。

18番 引き続き、水稻を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。

19番 新たに農地を借り受けて、水稻を栽培するため、使用賃借権を5年間設定しようとするものです。

20番 引き続き、水稻を栽培するため、賃借権を3年間設定しようとするものです。

以上、利用権設定・件筆数、20件・27筆、合計32,881㎡。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われま。

議 長（会長）	ご審議の程よろしくお願ひいたします。
	只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。
委 員	（質疑なし）
議 長（会長）	特にご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することにご異議はございませんか。
委 員	（異議なし）
議 長（会長）	ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。
	それでは、●●委員の入場を許可します。
	（●●委員入場）
議 長（会長）	以上で、本日の定例総会に提案しました議案の全ての審議が終了いたしましたので、議事を閉じることいたします。
